

資料編

河内長野市第5次総合計画後期基本計画及び 河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の 策定経過	172
河内長野市総合計画等策定委員会規程	174
河内長野市まち・ひと・しごと創生策定委員会設置規程 ...	175
河内長野市民憲章	176

河内長野市第5次総合計画後期基本計画及び 河内長野市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過

策定体制

(1) 庁内体制

策定委員会等における審議、検討を踏まえて、市長を構成メンバーとする庁議において最終的意思決定を行い策定する。

① 策定委員会

副市長、教育長及び部長級職員で構成し、庁内における計画案の審議、検討を行う。

② 策定部会

策定委員会の下に、課長級職員で構成する3つの策定部会（福祉・教育、都市・環境・経済、協働・行財政）を設置し、具体的な施策、指標等の内容について審議、検討し、計画案をとりまとめる。

(2) 庁外体制

アンケート調査やワークショップ、パブリックコメント等を通じて、地域・市民からの意見を募集し、計画に反映する。

① アンケート調査の実施

市民 2,000 人を対象としたアンケート調査を実施し、クロス集計や経年比較による前期基本計画策定時との市民意識の変化を含めた分析・課題抽出を行う。

② 小学校区ワークショップ

13 小学校区ごとに、まちづくり協議会などを対象とした地域ワークショップを開催し、地域別計画の内容に対して、前期基本計画の計画期間における取組みや期間中における地域の状況の変化を聴き取り現状と課題を把握し、計画に反映する。

③ パブリックコメント

計画素案について、市民からの意見を収集するため、パブリックコメントを実施し、必要に応じ意見を計画に反映する。

④ 外部評価

前期基本計画の進捗・取組み状況や計画素案について、行財政評価委員会において外部評価を実施し、意見を計画に反映する。

策定経過

令和元（2019）年	8月6日	第1回策定委員会
	10月～11月	市民アンケート
令和元（2019）年 令和2（2020）年	10月～1月	小学校区ワークショップ
	3月	前期計画の内部評価
	4月～5月	行財政評価委員会（書面開催）
	6月	第2回策定委員会（書面開催）
	7月～8月	小学校区意見交換会
	8月7日	第3回策定委員会
	9月～10月	第1回策定部会（書面開催）
	11月	第2回策定部会（書面開催）
	12月1日	第4回策定委員会
	12月	行財政評価委員会（書面開催）
	12月	第3回策定部会（書面開催）
令和2（2020）年 令和3（2021）年	12月～1月	第5回策定委員会（書面開催）
令和2（2020）年	12月23日	庁議
令和3（2021）年	1月～2月	パブリックコメント
	3月	市議会への報告

河内長野市総合計画等策定委員会規程

- (設置) 第1条 本市の総合計画等の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、河内長野市総合計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (所掌事務) 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 総合計画案の策定に関すること。
 - (2) 総合計画についての調査研究に関すること。
 - (3) 国土強靱化地域計画案の策定に関すること。
 - (4) その他総合計画等の策定について必要な事項の決定に関すること。
- (組織) 第3条 委員会は、副市長、教育長、参与及び部長級の職にある者をもって構成する。
- (会長及び副会長) 第4条 委員会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、総合政策部を担当する副市長をもってこれに充て、副会長は他の副市長をもって充てる。
 - 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議) 第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長が必要と認めるときは、学識経験者その他の者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- (策定部会) 第6条 委員会の下に、策定部会を置く。
- 2 策定部会は、部会長その他の部会員をもって構成する。
 - 3 策定部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。
- (庶務) 第7条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。
- (委任) 第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

河内長野市まち・ひと・しごと創生策定委員会設置規程

- (設置) 第1条 本市の少子化と人口減少を克服し、将来に渡って活力ある地域を維持していくために策定する「河内長野市人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という。)及び「河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進することを目的に、河内長野市まち・ひと・しごと創生策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (所掌事務) 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づく人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
 - (2) 総合戦略の円滑な推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (組織) 第3条 委員会は、副市長、教育長及び部長級の職にある者をもって構成する。
- (会長及び副会長) 第4条 委員会上に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、総合政策部を担当する副市長をもってこれに充て、副会長は他の副市長をもって充てる。
 - 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議) 第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
 - 3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議にその構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- (専門部会) 第6条 委員会の下に総合戦略の原案を作成し、委員会に提案することを目的として、別に定めるところにより専門部会を置く。
- 2 専門部会は、会長が指名する副理事級又は課長級の職員をもって構成し、専門部会ごとに部会長(以下「専門部会長」という。)及び副部会長を置く。
 - 3 専門部会の運営に関する事項は、別に定める。
- (専門ワーキング部会) 第7条 専門部会の下に総合戦略の具体的な事項を検討することを目的として、別に定めるところにより専門ワーキング部会(以下「ワーキング部会」という。)を置く。
- 2 ワーキング部会は、専門部会長又は専門部会の部会員が指名する課長補佐級以下の職員及び庁内公募による課長補佐級以下の職員をもって構成し、ワーキング部会にワーキング部会を統括する部会長(以下「ワーキング部会長」という。)及びワーキング副部会長を置く。
 - 3 ワーキング部会の運営に関する事項は、別に定める。
- (庶務) 第8条 委員会の庶務は、別に定める部署において行う。
- (委任) 第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

河内長野市民憲章

昭和 42 年 11 月 3 日 制定

金剛、葛城、岩湧とつらなる山山にかこまれた河内長野市は、清らかな山河と、澄み切った大気のなかで、貴重な文化財を伝えてきたゆかしいまちであり、また、進取と不屈の精神をもって、新しい都市を建設しつつある、力強くたくましいまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、心をあわせて、さらに美しく住みよいまちにするため、ここに、この市民憲章を定めました。

1 わたしたちは、恵まれた自然を愛しましょう。

美しい山河に恵まれたことまちは、健全な心身を養うにも、ふさわしい条件をそなえています。この幸せを感謝するとともに、健康な生活環境を確保しましょう。

1 わたしたちは、豊かな文化財に学びましょう。

多くの文化財や史跡は、貴重な祖先の遺産です。これを大切にし、これによって歴史の流れを知り、文化の向上に寄与しましょう。

1 わたしたちは、生産することの価値をたたえましょう。

創造の喜びは大きく、そのために働く人の努力はとうといものです。めいめいの職業に意欲をもやし、豊かな生活をきずきましょう。

1 わたしたちは、新しい世代に役だつ人となりましょう。

次の社会、新しい時代に対応できる人材をつくることは、これからの教育に課せられた、大きな使命です。そのために、理想的な教育環境をととのえる努力をしましょう。

1 わたしたちは、人人との交わりを大切にしましょう。

平和で、秩序ある市民生活は、良識に富んだ人間関係が基礎となるものです。温かい心のつながりによって、明るさに満ちたまちをつくりましょう。

市章



昭和 29 年 7 月公募し、この作品を採用、市章と決めた。大阪府を外郭に表し、なかに市の頭字長を配す。

市の木



「くすのき」は楠木氏ゆかりの地にふさわしく、歴史ゆかしい常緑樹で、たくましく発展する河内長野を象徴するものとして、昭和 44 年 11 月 3 日に選定されました。

市の花



「きく」も楠木氏の旗印「菊水」に通じ、市民の清楚でゆかしい心を象徴する花として、昭和 44 年 11 月 3 日に選定されました。